

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	4 . 3 . 4
宛 先	所 属 長	担 当 課	警 備 第 二 課

## 長野県警察大規模災害対応業務継続計画の一部改正について

### 1 趣旨

県警察では、大規模災害発生時に職員の被災や警察施設の損壊等があった場合に、優先的に継続する業務及び治安の確保に必要な業務を的確に推進するため、「長野県警察大規模災害対応業務継続計画」を策定しているが、これまでの本県警察における災害対応の教訓等を踏まえ、同計画の一部を改正したことから、各所属に周知徹底するもの。なお、旧通達「長野県警察大規模災害対応業務継続計画の一部改正について」（平成29年2月20日付け備二第50号）については廃止する。

### 2 改正内容

- 想定する災害に、風水害、火山噴火等を追加
- 非常時優先業務の選定基準の追加
- 代替施設の選定に関する改正
- 代替施設への備蓄・情報通信の確保に関する記述の修正
- 非常時優先業務への移行等に関する規定の追加
- 非常時優先業務の一部改正 等

長野県警察大規模災害対応  
業務継続計画  
【3次改正版】

令和 4 年 3 月

〔 作成 平成 24 年 6 月  
修正 平成 25 年 7 月  
平成 29 年 2 月 〕

長野県警察本部

# 長野県警察大規模災害対応業務継続計画

第1	総則	-----	1
1	総則	-----	1
	(1)	本計画の目的	
	(2)	実施方針等	
	(3)	公表・周知	
	(4)	教育・訓練	
	(5)	点検・改善	
2	被害想定	-----	2
第2	平素の措置	-----	2
1	実施体制	-----	2
	(1)	業務継続統括責任者等	
	(2)	知事部局等関係機関との連携	
2	非常時優先業務	-----	3
	(1)	業務の分類	
	(2)	非常時優先業務と人員計画	
3	非常時優先業務の特定等	-----	3
	(1)	業務影響分析	
	(2)	非常時優先業務の特定	
	(3)	人員の把握	
4	備蓄・情報通信の確保	-----	4
	(1)	備蓄等	
	(2)	情報通信の確保	
	(3)	電源の確保	
5	職場における被害軽減対策	-----	5
	(1)	業務継続実施責任者の任務	
	(2)	職場環境の整備	
6	代替施設の整備	-----	5
	(1)	警察本部庁舎の現状	
	(2)	代替施設の選定	

(3) 備蓄・情報通信の確保

第3	大規模災害発生時の措置	7
1	安否確認	7
	(1) 職員等の安否確認の重要性	
	(2) 緊急事案情報一斉伝達システムによる安否確認	
2	業務継続のための執務体制の確立	7
	(1) 招集等	
	(2) 参集上の留意事項	
3	業務継続計画の発動等	8
	(1) 業務継続計画の発動	
	(2) 非常時優先業務の実施	
	(3) 指揮命令系統の明確化	
第4	警察本部機能の移転	8
第5	通常体制への復帰	8
別添1	想定する地震と被害想定	9～14
別添2	非常時優先業務等分類	15～17

# 長野県警察大規模災害対応業務継続計画

## 第1 総則

### 1 総則

#### (1) 本計画の目的

長野県は、活断層が多数存在し、政府の地震調査委員会の長期評価によると牛伏寺断層を含む糸魚川－静岡構造線断層帯の一部[中北部(明科－諏訪湖南方)区間]では、30年以内にマグニチュード7.6程度の地震が発生する確率は、14%－30%と我が国の主な活断層の中では最も高い。

また、南海トラフ地震や東海地震が発生した場合には県内の広範囲に甚大な被害発生が危惧されている。

本計画は、このような大規模災害が発生した場合において、長野県警察（以下「県警察」という。）が職員の被災や警察施設の損壊等各種業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先的に継続する業務及び治安の確保に必要な業務を的確に推進していくために必要な事項を定めることを目的とする。

#### (2) 実施方針等

本計画の実施に当たり、県警察各部門及び関東管区警察局長野県情報通信部（以下「情報通信部」という。）は相互に連携を密にして一体的な活動を行い、警察業務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。

本計画の実施状況については、時期を逸することなく公安委員会に報告し、所要の指導等を受けるとともに、公安委員会を的確に補佐するものとする。

#### (3) 公表・周知

本計画は、県民に公表を行い、大規模災害発生時における警察業務に理解と協力が得られるよう県民に周知を図るものとする。

#### (4) 教育・訓練

業務の継続性を確保するためには、業務の重要性を共通認識として全職員が持ち、平時から業務の中に定着させていくことが大切である。

そのため、職員に対し本計画に関する教養、招集・参集訓練及び発災時を想定した初動措置訓練等を実施し、業務継続のための手順について周知徹底を図るものとする。

#### (5) 点検・改善

本計画は、長野県地域防災計画に規定された被害想定をもとに策定しているが、今後新たな知見により被害想定の見直し等が行われた場合のほか、この計画に問題点等が生じた場合には、必要な修正を行うものとする。

## 2 想定する災害と被害想定

本計画において想定する災害は、地震、風水害、火山噴火等の大規模災害とし、このうち、地震の被害想定については、長野県地域防災計画に定める地震被害想

定とする。(別添1「想定する地震と被害想定」のとおり)

## 第2 平素の措置

### 1 実施体制

#### (1) 業務継続統括責任者等

##### ア 業務継続統括責任者

災害発生時において、業務を管理し継続業務を的確に実施するための業務継続統括責任者を置き、警察本部長をもって充てるとともに、各部長及び首席監察官を副統括責任者とし、副統括責任者は、各部の業務継続について幕僚の立場で業務継続統括責任者を補佐するものとする。

##### イ 業務継続実施責任者

災害発生時において、業務を管理し継続業務を的確に実施するための業務継続実施責任者を置き、所属長をもって充てるとともに、各所属の理事官又は管理官、次長等を業務継続実施副責任者とし、業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐するものとする。

##### ウ 職務の代行

業務継続統括責任者に事故あるときは警備部長が、業務継続実施責任者に事故あるときは業務継続実施副責任者が、その職務を代行するものとする。

#### (2) 知事部局等関係機関との連携

県警察は、この計画の実施に当たり、警察庁及び管区警察局との連絡及び調整を図るとともに、知事部局・消防機関等関係機関との連携を強化して災害対策等必要な業務を推進するものとする。

### 2 非常時優先業務

#### (1) 業務の分類

警察本部各部は、大規模地震等の災害に備え、各種業務を災害応急対策業務、継続の必要性の高い通常業務及びその他の通常業務に分類するものとする。

上記分類のうち、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務を非常時優先業務とする。

##### ア 災害応急対策業務

災害応急対策業務とは、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において県警察が執るべき業務であり、大規模災害に伴い新たに発生するもの、業務量が増加するもの及び緊急に対応する必要性が生じるものをいう。

##### イ 継続の必要性の高い通常業務

継続の必要性の高い通常業務とは、電力・通信等のライフライン及び公共交通の途絶並びに職員及び家族の被災等人的的・物的資源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して継続する必要性の高い業務をいう。

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な

業務であり、一定期間縮小し、又は中断することにより治安や県民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、大規模災害の初動対応中であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものをいう。

ウ その他の通常業務

災害応急対策業務及び継続性の必要性の高い通常業務以外をいう。

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務をいう。

(2) 非常時優先業務と人員計画

非常時優先業務の中においても、発災時において執務可能な人員を考慮し優先順位を付して業務継続を図るものとする。

3 非常時優先業務の特定等

(1) 業務影響分析

警察本部各部は、大規模災害発生時に個々の業務が2週間程度停止した場合を想定し、県民生活等に与える社会的影響を評価する分析を次の表の基準により行うものとする。

影響の重大性		業務が停止することに伴い生じる影響の程度
レベル1	軽微	社会的影響はわずかにとどまる（ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしても許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル2	小さい	若干の社会的影響が発生する（大部分の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル3	中程度	社会的影響が発生する（社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル4	大きい	相当の社会的影響が発生する（社会的な批判が発生し、過半の人は許容可能な範囲外であると考え。）。
レベル5	甚大	甚大な社会的影響が発生する（大規模な社会的な批判が発生し、大部分の人は許容可能な範囲外であると考え。）。

(2) 非常時優先業務の特定

警察本部各部は、業務影響分析の結果、影響の重大性が「中程度（レベル3）」以上と評価した業務を非常時優先業務とし、影響の重大性が「小さい（レベル2）」以下にとどまると評価した業務については、原則として非常時優先業務から除外するものとする。

なお、警察本部各部及び情報通信部における非常時優先業務は、別添2「非常時優先業務分類」のとおりとする。

(3) 人員の把握

業務継続実施責任者は、職員の一部が業務に従事できないことを前提に、非

常時優先業務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくものとする。特に、非常時優先業務について専門的知識を有する職員が必要となる場合には、当該職員の代替職員をあらかじめ定めておくなどの措置を講ずるものとする。

#### 4 備蓄・情報通信の確保

##### (1) 備蓄等

ア 大規模災害が発生した場合、相当数の職員が数日間にわたり警察本部庁舎及び警察署で勤務を継続することが予想される。

ライフラインの復旧までにしばらくの時間を要することを考慮して、必要な食料、飲料水等の備蓄を行うとともに、民間企業との協定締結等により適切に供給を受ける体制を確立するものとする。

##### イ 備蓄場所の分散化

早期出勤及び道路損壊等を想定して、備蓄倉庫（災害装備センター）の分散化を図るものとする。

- 北信災害装備センター・・・警察学校内
- 東信災害装備センター・・・佐久警察署川西庁舎内
- 南信災害装備センター・・・伊那警察署辰野町警部交番内
- 中信災害装備センター・・・松本平広域公園内

##### (2) 情報通信の確保

##### ア 通信

大規模地震発生時には、電話の輻輳や不通が予想される。

災害時優先機能を有するN T T電話及び公用携帯電話を活用するとともに、警察無線や衛星携帯電話を活用した通信の確保に努めることとする。

情報通信部と緊密な連携のもとに、保守・監視体制を確立するとともに、バックアップ体制の構築に努めるものとする。

##### イ 情報システム

地震発生時においても業務継続に必要なデータ・記録の利用のため庁内L A N等情報システム環境の維持・向上が重要である。

庁内L A Nシステムの耐震化、二重化によるバックアップ体制の整備に努めるものとする。

##### (3) 電源の確保

業務継続に必須の機材である照明やパソコン等は電力供給に依存するため、商用電源が停止した場合における非常用電源の確保が極めて重要である。警察本部は県庁本庁舎9階、10階等に所在するため、警察通信等の重要施設を除き、県の非常用発電設備に依存せざるを得ない状況にある。

県庁本庁舎は平成26年に免震化工事を終了しており、免震化とともに業務継続に耐えられる非常用電源と必要量の燃料備蓄を確保している。

職員は、平素から非常用電源を有効活用できる執務環境の整備に努めるとと



もに、非常時に必要となる通信機材や端末の接続に配慮するものとする。

## 5 職場における被害軽減対策

### (1) 業務継続実施責任者の任務

業務継続実施責任者となる所属長は、職場における職員の負傷等被害を防止するため職員に対する教養を行うとともに、職場環境の整備に係る指示を的確に行うものとする。

### (2) 職場環境の整備

事務室ロッカーなどの転倒防止対策は地震発生時における事故防止と業務継続の両方の観点から重要である。

各課室において、重要なOA機器の固定、書類・備品類の落下等による資料等の散逸防止を図るため、キャビネット、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

## 6 代替施設の整備

### (1) 警察本部庁舎の現状

前述のとおり、警察本部が所在する県庁本庁舎は、平成26年に免震化工事を終了し、震度7程度でも倒壊しないとされているが、万一倒壊した場合、県庁本庁舎には警備本部となる総合指揮室、警察電話・警察無線等の機器設備が設置されており、これら設備に障害が生じると警察電話、警察無線等の警察通信に重大な支障が生ずることになる。

### (2) 代替施設の選定

#### ア 県庁西庁舎

県庁西庁舎は、県における危機管理の拠点施設となっており、耐震性も確保されている。

県庁本庁舎が被災により使用不能の場合は、西庁舎通信指令課及び110号会議室に指揮本部の機能を移転して災害警備活動の指揮を行うものとする。この場合、県庁本庁舎で勤務する職員は、西庁舎で災害応急対策に従事する職員を除き、警察学校等において業務を継続するものとする。

#### イ 警察学校

県庁本庁舎及び西庁舎が使用不能となった場合は、警察学校に災害警備本部等の本部機能を移転し、業務を継続するものとする。

その際、警察学校付近に所在する警察施設（機動隊舎、音楽隊舎及び機動センター）も有効活用するものとする。

なお、通信指令課による通信指令業務については、別に定める計画による。

### (3) 備蓄・情報通信の確保

#### ア 西庁舎

通信指令課には非常用食料等備蓄済みであり、今後も充実をさせていくものとする。

西庁舎非常用電源設備は、十分な電力の供給能力があり、有線・無線通信のバックアップ体制は確保されている。

また、代替警備本部として使用予定の部屋は、警察電話及び警察無線の臨時設置が可能な状態にあり、今後、訓練等を通じて早期通信手段の立上げに努めていくものとする。

#### イ 警察学校

本部機能が移転された場合に備え、業務継続に必要な非常用食料、災害装備品等を備蓄をするものとする。

非常用電源設備に使用する燃料の確保に努め、必要に応じ機動隊庭地下の燃料備蓄タンクに備蓄した燃料を活用するものとする。

また、情報通信部と連携し、業務に必要な通信の確保に努めるものとする。

### 第3 大規模災害発生時の措置

#### 1 安否確認

##### (1) 職員等の安否確認の重要性

職員及びその家族の安否確認は、非常時優先業務に従事可能な職員を把握し、人的資源を効率的かつ効果的に運用するために、また、当該職員が安心して非常時優先業務に携わるために災害発生後直ちに行うべき重要な作業である。

##### (2) 緊急事案情報一斉伝達システムによる安否確認

大規模災害発生時には、通話制限により電話による通話が困難となる可能性があることから、職員の安否確認に当たっては、携帯電話のメール機能を利用した緊急事案情報一斉伝達システム（以下「システム」という。）を活用するものとし、システムにより把握できない者は、非常招集令達表等に基づき、個別の把握に努めるものとする。

また、業務継続実施責任者は、システムを有効に活用できるよう所属職員のシステムへの登録率向上に努めるものとする。

なお、家族の安否確認については、普段から家族内でメールや災害用伝言ダイヤル等の連絡方法を確認しておくよう周知徹底を図るものとする。

#### 2 業務継続のための執務体制の確立

##### (1) 招集等

県内全域に影響を及ぼす程度の大規模な災害が発生し、若しくは発生が予想されるとき、又は県内において震度6弱以上の地震が発生したときには、全職員が参集することとされている。

勤務時間外の場合に、上記情報を覚知するか、緊急事案情報一斉伝達システムによる呼び出しメールを受信したときは、速やかに勤務部署に応招又は参集するものとする。

##### (2) 参集上の留意事項

ア 道路、橋梁等の損壊により交通機関が途絶した場合は、自転車、徒歩等代

替手段により応招又は参集するものとする。

イ 勤務部署に応招又は参集できない場合は、最寄りの警察署に応招又は参集し、当該警察署長の指揮下に入る。

この場合において、当該警察署長は、交通機関の復旧その他を判断して他所属の警察職員をそれぞれの勤務部署に復帰させるよう配意する。

ウ 応招又は参集時の服装は原則私服とし、可能な限り食料、飲料水を持参する。

### 3 業務継続計画の発動等

#### (1) 業務継続計画の発動

この計画は、地震等の大規模災害が発生し、長野県災害警備計画の制定について（平成8年8月26日例規第15号。以下「県災害警備計画」という。）に基づき、警察本部長が非常体制を発令した時点で発動する。

#### (2) 非常時優先業務の実施

業務継続実施責任者は、業務継続計画が発動された場合は、速やかに非常時優先業務に移行し、その他の通常業務については中断し、又は非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。

また、災害応急対策の進展、ライフライン及び公共交通機関の復旧等により、その他の通常業務に必要な人的・物的資源が確保された場合は、その他の通常業務を順次再開するものとする。

#### (3) 指揮命令系統の明確化

大規模災害発生時に迅速に対応し、的確に業務を推進するためには、指揮命令系統が確立されていることが重要である。

大規模災害発生時の指揮命令系統は、県災害警備計画に定められた災害警備本部に基づく指揮体制とし、その他の通常業務は、通常の指揮命令系統とする。

## 第4 警察本部機能の移転

県庁本庁舎等が使用不能となった場合の代替施設への本部機能の移転については、警察本部長が決定するものとする。

## 第5 通常体制への復帰

災害警備本部設置の必要がなくなり、警察本部長がその解散を命じた場合に通常体制に復帰するものとする。

## 想定する地震と被害想定 (平成 27 年 3 月第 3 次長野県地震被害想定)

### 1 想定地震

長野県およびその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して想定地震を設定した。

#### (1) 内陸型地震

主要活断層帯による地震については、強震動生成域の位置や破壊開始点の位置の設定によって同じ活断層による地震でも発生し得る震度や被害が異なることから、表 1 及び図 1 のとおり、6 つの活断層に対して 2 ケース又は 4 ケースの想定地震を設定した。

(地震動等は各ケースについて予測を行い、建物被害以外の被害は、複数ケースのうち建物被害が大きくなる 1 ケースを選定して想定を行った。)

#### (2) 海溝型地震

海溝型地震については、表 1 及び図 2 のとおり想定東海地震及び南海トラフ巨大地震とした。

表 1 想定地震等の概要

種類	番号	地震名	参考モデル	長さ L (km)	マグニ チュード*	備考	
内陸型 (活断層型) 地震	1	長野盆地西縁断層帯の地震	地震調査委員会(2009)	58	7.8	4 ケース	
	2	糸魚川－静岡構造線 断層帯の地震	文部科学省研究開発局 ほか(2010)	全体	150	8.5	構造探査 ベースモ デル
				北側	84	8.0	
				南側	66	7.9	
	3	伊那谷断層帯(主部)の地震	地震調査委員会(2009)	79	8.0	4 ケース	
	4	阿寺断層帯(主部南部)の地震	地震調査委員会(2009)	60	7.8	2 ケース	
5	木曾山脈西縁断層帯(主部北部) の地震	地震調査委員会(2009)	40	7.5	2 ケース		
海溝型 地震	6	境峠・神谷断層(主部)の地震	地震調査委員会(2009)	47	7.6	4 ケース	
	7	想定東海地震	中央防災会議(2001)		8.0	1 ケース	
	8	南海トラフ巨大地震 基本ケース	内閣府(2012)		9.0	1 ケース	
	9	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	内閣府(2012)		9.0	1 ケース	

図1 想定地震（内陸型地震）

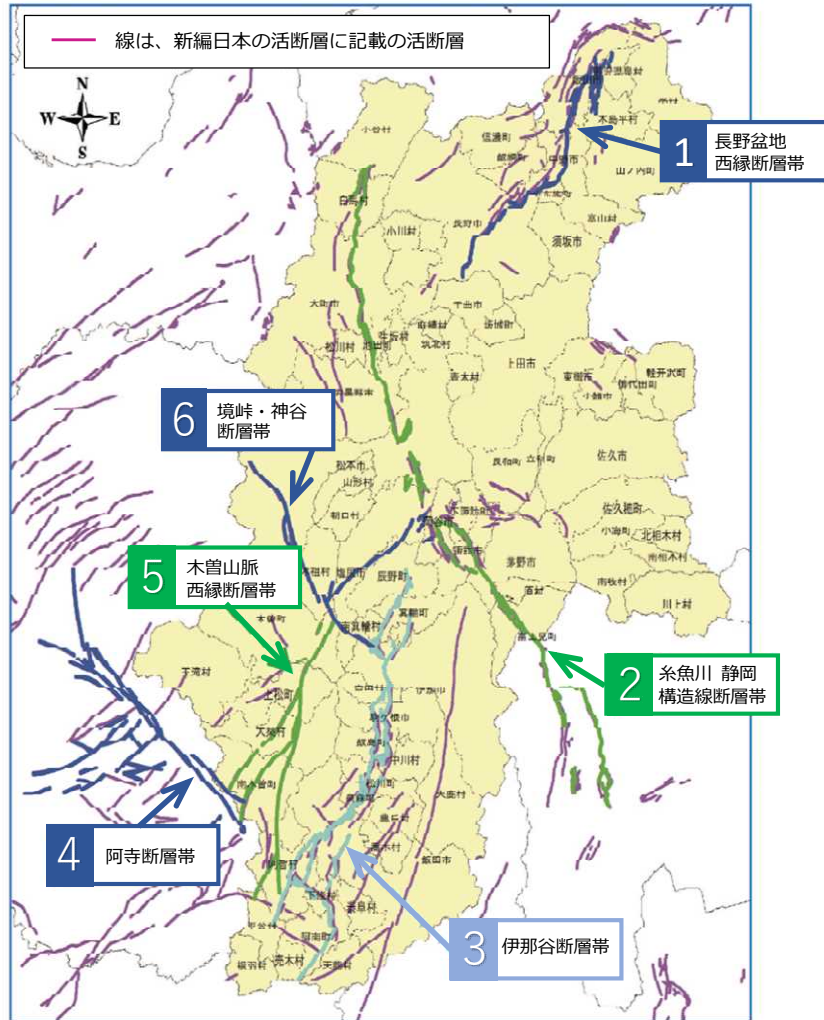


図2 想定地震（海溝型地震）



- (注) ○ 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震は、断層全体及び北側・南側が個別に動く場合の3ケースの想定を行った。
- 南海トラフ巨大地震は、強振動生成域の位置によって、2ケース（8：基本、9：陸側）の想定を行った。

## 2 地震被害想定

表2 「地震による各ケースの被害一覧（長野県全体）」のとおり

※ 市町村別の最大想定震度は、表3、4、5のとおり

表2 地震による各ケースの被害一覧(長野県全体)

大項目	小項目	条件・定義	単位	内陸型地震										海溝型地震		
				長野盆地西縁 断層帯の地震 (ケース3)	糸魚川-静岡 構造線断層帯 の地震(全体)	糸魚川-静岡 構造線断層帯 の地震(北側)	糸魚川-静岡 構造線断層帯 の地震(南側)	伊那谷断層帯 (主部)の地震 (ケース3)	阿寺断層帯 (主部南部の) 地震 (ケース1)	木曾山脈西縁 断層帯(主部 北部)の地震 (ケース1)	境峠-神谷新 層帯(主部) の地震 (ケース1)	想定東海 地震	南海トラフ 巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ 巨大地震 (陸側ケース)		
建物被害 (全壊)	液状化による被害 揺れによる被害※1	全壊	棟	440	630	180	170	140	*	20	130	20	110	240		
		全壊・夏	棟	27,760	79,880	9,660	26,810	14,770	100	2,230	1,630	0	*	1,230		
		全壊・冬	棟	33,550	81,840	10,570									1,260	
	断層変位による被害※2 (揺れによる被害の内数)	土砂災害による被害※3	全壊・夏	棟	840	730		660	900	40	40	280	40	80	760	
			全壊・冬	棟	810	720										
			冬深夜強風	棟	930	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地震火災による被害	夏12時強風	棟	1,110	1,120	0	470	320	0	0	0	0	0	0	0	
			棟	6,150	13,590	300	3,530	1,730	0	110	0	0	0	0	0	
			棟	35,740	84,350	11,470	27,650	15,810	140	2,590	2,050	60	190	2,260		
	建物の被害 建物倒壊による被害	建物全壊棟数	夏12時強風	棟	30,150	83,510	10,570	28,120	16,130	140	2,590	2,040	60	190	2,230	
			冬18時強風	棟	40,980	97,940	11,770	31,180	17,540	140	2,700	2,050	60	190	2,260	
			冬深夜	人	2,270	5,610	720	1,890	1,130	10	220	140	20	30	110	
		建物倒壊による被害	夏12時	人	2,140	6,900	680	2,040	1,500	10	370	320	10	20	90	
冬18時			人	2,110	5,310	650	1,870	1,200	10	250	140	10	20	100		
冬深夜			人	160	450	50	160	70	10	30	20	20	30	50		
人的被害※4 (死者数)		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物倒壊による被害の内数)	夏12時	人	130	260	30	120	50	*	20	20	10	20	30	
			冬18時	人	130	330	40	120	50	*	20	10	10	20	30	
			冬深夜	人	80	180	60	60	80	*	30	20	*	10	60	
		土砂災害による被害	夏12時	人	50	120	40	40	50	*	20	20	*	*	40	
			冬18時	人	60	140	50	50	60	*	20	20	*	10	50	
			火災による被害	人	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		人的被害※4 (負傷者数)	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	夏12時強風	人	10	30	0	20	*	0	0	0	0	0	0
	冬18時強風			人	80	150	*	30	10	0	0	0	0	0	0	
	冬深夜			人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	死者数		夏12時	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			冬18時	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			冬深夜強風	人	2,350	5,790	790	1,950	1,210	20	240	160	20	40	180	
	人的被害※4 (負傷者数)		建物倒壊による被害	夏12時強風	人	2,210	7,060	720	2,100	1,550	10	390	340	10	20	130
冬18時強風				人	2,250	5,600	710	1,950	1,270	10	270	160	10	30	150	
冬深夜				人	15,880	37,540	6,050	12,710	11,170	280	3,120	1,780	370	760	4,370	
土砂災害による被害			夏12時	人	12,550	30,930	4,560	11,290	8,440	230	2,320	1,360	300	620	3,270	
			冬18時	人	13,790	33,080	5,160	11,310	9,650	220	2,660	1,540	280	580	3,630	
			冬深夜	人	2,590	9,520	1,130	2,580	1,260	160	600	520	370	730	1,210	
土砂災害による被害			夏12時	人	2,290	4,550	890	2,180	1,030	130	510	450	300	590	960	
		冬18時	人	2,100	7,140	830	1,960	970	120	470	380	280	550	890		
		冬深夜	人	90	220	80	80	90	*	30	30	*	10	80		
土砂災害による被害		夏12時	人	70	160	50	50	70	*	20	20	*	10	50		
		冬18時	人	80	180	60	60	80	*	30	20	*	10	60		





表3 全ての主要活断層帯のケースによる地震の地表震度分布を重ね合わせた市町村最大震度

市町村名	全ての主要活断層帯のケースによる地震の地表震度分布を重ね合わせた最大地表震度
長野市	7
松本市	7
上田市	7
岡谷市	7
飯田市	7
諏訪市	7
須坂市	6強
小諸市	6弱
伊那市	7
駒ヶ根市	7
中野市	7
大町市	7
飯山市	7
茅野市	7
塩尻市	7
佐久市	6弱
千曲市	7
東御市	6弱
安曇野市	7
小海町	5強
川上村	5弱
南牧村	5強
南相木村	5弱
北相木村	5弱
佐久穂町	5強
軽井沢町	5強
御代田町	5強
立科町	6弱
青木村	7
長和町	7
下諏訪町	7
富士見町	7
原村	6強
辰野町	7
箕輪町	7
飯島町	7
南箕輪村	7
中川村	6強
宮田村	7
松川町	6強
高森町	7
阿南町	6強
阿智村	7
平谷村	6強
根羽村	6弱
下條村	6強
売木村	5強
天龍村	5強
泰阜村	6弱
喬木村	6強
豊丘村	6強
大鹿村	6強
上松町	6強
南木曾町	6強
木祖村	7
王滝村	6弱
大桑村	7
木曾町	6強
麻績村	7
生坂村	7
山形村	6弱
朝日村	6強
筑北村	7
池田町	7
松川村	6強
白馬村	7
小谷村	6強
坂城町	6強
小布施町	6強
高山村	6弱
山ノ内町	6強
木島平村	7
野沢温泉村	7
信濃町	7
小川村	7
飯綱町	7
栄村	6弱

表4 市町村最大震度  
想定東海地震

市町村名	想定東海地震M8.0
長野市	5弱
松本市	5弱
上田市	5弱
岡谷市	5強
飯田市	6弱
諏訪市	6弱
須坂市	5弱
小諸市	5弱
伊那市	6弱
駒ヶ根市	6弱
中野市	5弱
大町市	5弱
飯山市	5弱
茅野市	6弱
塩尻市	5強
佐久市	5強
千曲市	5弱
東御市	5弱
安曇野市	5弱
小海町	5強
川上村	5強
南牧村	5強
南相木村	5強
北相木村	5強
佐久穂町	5強
軽井沢町	5弱
御代田町	5弱
立科町	5強
青木村	5弱
長和町	5強
下諏訪町	5強
富士見町	5強
原村	5強
辰野町	5強
箕輪町	5強
飯島町	6弱
南箕輪村	5強
中川村	6弱
宮田村	5強
松川町	6弱
高森町	6弱
阿南町	6弱
阿智村	6弱
平谷村	5強
根羽村	5強
下條村	6弱
売木村	5強
天龍村	6弱
泰阜村	6弱
喬木村	6弱
豊丘村	6弱
大鹿村	6弱
上松町	5強
南木曾町	5強
木祖村	5弱
王滝村	5強
大桑村	5強
木曾町	5強
麻績村	5弱
生坂村	5弱
山形村	5弱
朝日村	5弱
筑北村	5弱
池田町	5弱
松川村	5弱
白馬村	5弱
小谷村	4
坂城町	5弱
小布施町	5弱
高山村	4
山ノ内町	4
木島平村	5弱
野沢温泉村	4
信濃町	5弱
小川村	4
飯綱町	5弱
栄村	4

表5 市町村最大震度  
南海トラフ巨大地震

市町村名	南海トラフ巨大地震(基本ケース) M9.0	南海トラフ巨大地震(陸側ケース) M9.0
長野市	5強	5強
松本市	5強	5強
上田市	5強	5強
岡谷市	6弱	6弱
飯田市	6強	6強
諏訪市	6弱	6弱
須坂市	5弱	5弱
小諸市	5強	5強
伊那市	6強	6強
駒ヶ根市	6弱	6弱
中野市	5弱	5弱
大町市	5強	5強
飯山市	5弱	5弱
茅野市	6弱	6弱
塩尻市	5強	5強
佐久市	5強	5強
千曲市	5強	5強
東御市	5強	5強
安曇野市	5強	5強
小海町	5強	5強
川上村	6弱	6弱
南牧村	6弱	6弱
南相木村	5強	5強
北相木村	5強	5強
佐久穂町	5強	5強
軽井沢町	5強	5強
御代田町	5強	5強
立科町	5強	5強
青木村	5強	5強
長和町	5強	5強
下諏訪町	6弱	6弱
富士見町	6弱	6弱
原村	6弱	6弱
辰野町	5強	6弱
箕輪町	6弱	6弱
飯島町	6弱	6弱
南箕輪村	6弱	6弱
中川村	6弱	6弱
宮田村	6弱	6弱
松川町	6弱	6弱
高森町	6弱	6弱
阿南町	6強	6強
阿智村	6弱	6弱
平谷村	6弱	6弱
根羽村	6弱	6弱
下條村	6弱	6弱
売木村	6弱	6弱
天龍村	6弱	6弱
泰阜村	6弱	6弱
喬木村	6弱	6弱
豊丘村	6弱	6弱
大鹿村	6強	6強
上松町	6弱	6弱
南木曾町	6弱	6弱
木祖村	5強	5強
王滝村	5強	5強
大桑村	6弱	6弱
木曾町	6弱	6弱
麻績村	5弱	5弱
生坂村	5弱	5弱
山形村	5強	5強
朝日村	5強	5強
筑北村	5弱	5弱
池田町	5弱	5弱
松川村	5弱	5弱
白馬村	5弱	5弱
小谷村	5弱	5弱
坂城町	5弱	5弱
小布施町	5弱	5弱
高山村	5弱	5弱
山ノ内町	5弱	5弱
木島平村	5弱	5弱
野沢温泉村	4	4
信濃町	5弱	5弱
小川村	5弱	5弱
飯綱町	5弱	5弱
栄村	4	4

## 非常時優先業務分類

## 【警務部】

災害対策 応急業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備本部の設置運営及び直轄部隊の運用</li> <li>○ 警察庁及び管区警察局との連絡体制の確立</li> <li>○ 広報対応及び県民への情報伝達</li> <li>○ 警察職員の安否確認及び警察施設被害調査</li> <li>○ 県公安委員会への報告・連絡体制の確立</li> <li>○ 留置管理業務</li> <li>○ 備蓄食料の管理・配付等業務</li> <li>○ 車両・警察装備品等関連業務</li> <li>○ 警察災害派遣隊の受援業務</li> </ul>
継続の必要性 の 高い業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係都道府県警察及び関係機関との連絡・調整</li> <li>○ 県議会对応業務</li> <li>○ 留置管理業務</li> <li>○ 警察装備関連業務</li> <li>○ 監察関連業務（叙位・叙勲、広聴事案）</li> <li>○ 情報管理システムの管理、運用業務</li> <li>○ 遺失・拾得関連業務</li> <li>○ 被害者支援関連業務</li> <li>○ 警察に対する相談業務</li> </ul>

## 【生活安全部】

災害対策 応急業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備本部の設置運営及び直轄部隊の運用</li> <li>○ 警察庁及び管区警察局との連絡体制の確立</li> <li>○ 警察災害派遣隊の援助要求及び運用</li> <li>○ 行方不明者の相談対応</li> <li>○ 被災者及び避難者支援業務</li> <li>○ 保護関連業務</li> </ul>
継続の必要性 の 高い業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係都道府県警察及び関係機関との連絡調整</li> <li>○ ストーカー行為等の規制に関する法律関連業務</li> <li>○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関連業務</li> <li>○ 児童虐待の防止に関する法律関連業務</li> <li>○ 火薬類の運搬証明発行業務</li> <li>○ 高圧ガスその他の危険物に係る危険時の措置及び届出受理等業務</li> <li>○ 核原料物質、核燃料物質、放射性同位元素等に係る危険時の措置及び届出受理等業務</li> </ul>

【地域部】

<p>災害対策 応急業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備本部の設置運営及び直轄部隊の運用</li> <li>○ 警察庁及び管区警察局との連絡体制の確立</li> <li>○ 被災地及び避難所における警戒活動</li> <li>○ 通信指令業務（災害対策に係るものに限る。）</li> <li>○ 警察災害派遣隊の援助要求及び運用</li> </ul>
<p>継続の必要性 の 高い業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係都道府県警察及び関係機関との連絡・調整</li> <li>○ 通信指令業務（災害対策に係るものを除く。）</li> <li>○ 水難、山岳遭難その他の事故における人命救助関連業務</li> <li>○ 鉄道関係の被害情報収集業務</li> <li>○ 地域の安全確保に伴う街頭活動関連業務</li> </ul>

【刑事部】

<p>災害対策 応急業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備本部の設置運営及び直轄部隊の運用</li> <li>○ 警察庁及び管区警察局との連絡体制の確立</li> <li>○ 死体見分</li> <li>○ 警察災害派遣隊の援助要求及び運用</li> </ul>
<p>継続の必要性 の 高い業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係都道府県警察及び関係機関との連絡・調整</li> <li>○ 犯罪捜査に関する業務</li> <li>○ 捜査共助に関する業務</li> <li>○ 犯罪鑑識関連業務</li> <li>○ 各種照会業務の運用に関する業務</li> </ul>

【交通部】

<p>災害対策 応急業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備本部の設置運営及び直轄部隊の運用</li> <li>○ 警察庁及び管区警察局との連絡体制の確立</li> <li>○ 交通規制による円滑な交通の確保</li> <li>○ 警察災害派遣隊の援助要求及び運用</li> </ul>
<p>継続の必要性 の 高い業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係都道府県警察及び関係機関との連絡・調整</li> <li>○ 交通規制の実施に関する業務</li> <li>○ 交通情報に関する業務</li> <li>○ 交通事故事件捜査に関する業務</li> <li>○ 交通指導取締りに関する業務</li> <li>○ 交通管理システムの運用に関する業務</li> <li>○ 運転免許に関する業務</li> </ul>

【警備部】

<p>災害対策 応急業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備本部の設置運営及び直轄部隊の運用</li> <li>○ 警察庁及び管区警察局との連絡体制の確立</li> <li>○ 救出・救助活動</li> <li>○ 警察用航空機による救出・救助及び情報収集</li> <li>○ 警察災害派遣隊の援助要求及び運用</li> </ul>
<p>継続の必要性 の 高い業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係都道府県警察及び関係機関との連絡・調整</li> <li>○ 警備情報の収集、分析及び調査業務</li> <li>○ 警衛、警護業務</li> <li>○ 重要防護施設の警戒等警備実施に関する業務</li> <li>○ 警備犯罪の取締り業務</li> <li>○ 「テロ・ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析</li> <li>○ サイバー攻撃事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析</li> </ul>

【情報通信部】

<p>災害対策 応急業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備本部の設置運営と直轄部隊の運用</li> <li>○ 警察庁及び管区警察局との連絡体制の確立</li> <li>○ 情報通信の確保</li> <li>○ 警察災害派遣隊の受入及び運用</li> </ul>
<p>継続の必要性 の 高い業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係都道府県情報通信部及び関係機関との連絡・調整</li> <li>○ 機動警察通信隊活動</li> <li>○ 警察通信施設の障害対応</li> <li>○ 県警察に対する技術支援業務</li> <li>○ 情報通信システムの維持・管理に関する業務</li> </ul>